山梨県知事

申請者 住 所 〒

組合等名又 は企業名・ グループ名

代表者氏名 印

ブランドチャレンジ支援事業費補助金に係る財産処分申請書

平成 年度ブランドチャレンジ支援事業費補助金により取得した財産を処分したいので、同補助金交付要綱第15条第2項の規定により申請します。

1 処分しようとする品目

品	目 名	数量	取得年月日	取得価格	時 価 相 当 額

2 処分の方法

3 処分の理由

[様式第8の記入要領]

- 1 「年度」は、補助事業を実施した年度を記入すること。
- 2 「処分しようとする品目の数量及び取得価格」は、実績報告書の数量及び価格と一致すること。
- 3 「時価相当額」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。
- 4 「処分の方法及び理由」は、具体的に記入すること。

山梨県知事

申請者 住 所 〒

組合等名又 は企業名・ グループ名

代表者氏名 印

平成 年度ブランドチャレンジ支援事業費補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書 プランドチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額(A) 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額(B) 円
- 4 補助金返還相当額(A-B) 円

[様式第9の記入要領]

- 1 「補助金額」は、県が補助金確定通知書により通知した額であること。
- 2 「補助金の確定時における消費税仕入控除税額」は、実績報告書の額と一致すること。
- 3 その他、消費税仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。

山梨県知事

申請者 住 所 〒

組合等名又 は企業名・ グループ名

代表者氏名 印

平成 年度ブランドチャレンジ支援事業費補助金に係る企業化状況報告書

平成 年 月 日付け工振第 号により交付決定のあったブランドチャレンジ支援事業 費補助金に係る平成 年度の企業化状況について、ブランドチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 1 7条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1 企業化状況

補目	功事	業σ.)テ-	-マ	名															
補	助	소	確	定	好百	補	助	事業	\ に	係	る	控	除	額	本年	F度	まで	の剤	甫助	事業
THI	D/J	312	н⊭	Æ	百只	本	年	度	収	益	額	jΞ	N)	TH.	に	係	る	支	出	額
					円						円			円						円
				 補 助 事 業 に 係 る			7				本年度までの補助事業									
補	助	金	確	定	額							控	除	額						
						本	年	度	収	益	額				に	係	る	支	出	額
					円						円			円						円

[様式第10の記入要領]

- 1 「平成 年 月 日付け工振第 号」は、交付決定通知書(又は変更交付決定通知書)の日付 及び番号を記入すること。
- 2 「補助金確定額」は、県が補助金確定通知書により通知した額であること。
- 3 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化(製品の販売)、工業所有権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から、 総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
- 4 「控除額」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額の5 分の1をいう。
- 5 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出され た全ての経費をいう。(実績報告書の決算総額+追加研究に要した経費)
- 6 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金 確定額を」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 7 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付額及び財産処分に伴う納付額の合計額をいう。
- 8 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となり、一方、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額をいう。
- 9 その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

山梨県知事

申請者 住 所 〒

組合等名又 は企業名・ グループ名

代表者氏名 印

平成 年度ブランドチャレンジ支援事業費補助金に係る産業財産権届出書

平成 年 月 日付け工振第 号により交付決定のあったブランドチャレンジ支援事業 費補助金に係る産業財産権等の取得等について、ブランドチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第18条 の規定により、次のとおり届出します。

- 1 補助事業のテーマ名
- 2 産業財産権の種類
- 3 出願又は登録年月日
- 4 出願又は登録番号
- 5 出願に係る内容
- 6 相手先及び条件

[様式第11の記入要領]

- 1 「平成 年 月 日付け工振第 号」は、交付決定通知書(又は変更交付決定通知書)の日付 及び番号を記入すること。
- 2 「産業財産権の種類」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の別を記入し、これら権利の 譲渡又は実施権の設定の場合には、当該事項を括弧書きで付記すること。
- 3 「内容」については、当該出願又は登録関係書類をもって代えることができる。
- 4 「相手先及び条件」は、権利の譲渡又は実施権の設定の場合のみ記入すること。